

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



不法行為による損害賠償金と 非課税所得の該当性

依田 孝子「大森」

はじめに

所得税法上、不法行為や突発的な事故により資産に
加えられた損害を回復する
ために支払われる損害賠償
金は、収益補償を除き、非
課税所得となります(所法
9①十六、所令30二・94)。
今回は、この物的損害に
係る損害賠償金について、
非課税所得の該当性が争わ
れた裁判例を紹介しまし
ます。

1、非課税規定と 答申

損害賠償金の非課税規定
は、昭和36年税制調査会答
申の考え方に基づいて制定
されました(平成21年7月
6日大分地裁判決)。

同答申では、物的損害に
対する補償は、それが不法
行為その他突発事故による
損失であるか、それ以外の
損失契約、収用等による資
産の移転ないし消滅による
損失)であるかによって区
分することとしています。

① 生活用資産に関する損
害に対する補償金等につい
ては、これによって補てん
される利益は、もし、その
損害がなかったならば課税
されなかったはずである資
産の評価益等であるから非

2、商品先物取引 に係る裁判上の 和解金

大分地裁判決では、違法
な取引勧誘行為に係る損害
賠償金は非課税所得に該当
すると判断しました。

平21・7・6大分地裁
(一部取消し)(控訴)
Z888-1443

原告は、商品先物取引に
より約6144万円の損失
を被り、訴外会社らの不法
行為により損害を受けたと
して損害賠償請求訴訟を提
起し、控訴審に至り訴外会
社らが原告に対し1900
万円(本件和解金)を支払
うことを内容とする裁判上
の和解が成立しました。

この事案は、本件和解金
のうち、弁護士費用を控除
した残額1436万470
0円について、行政処分
が、雑所得に当たるとして
更正処分等を行ったことか

ら、争われたものです。
裁判所では、下記のとおり、
本件和解金のうち損害
賠償金の部分は、非課税所
得であるとして更正処分の
一部を取り消しました。

平17・3・30宇都宮地裁
(棄却)(確定)
Z255-06980

(1) 損害賠償金の性質
不法行為に基づく損害賠
償金には、①本来各種所得
として課税されるべき得べ
かりし利益を補てんする性
質を有するものと、②本来
課税されるべきでない実損
害を補てんする性質を有す
るものが含まれ、①は各種
所得として課税され、②は
非課税とされる。

原告らは、A社にデパー
トの別館として賃貸してい
た建物の賃貸借契約を合意
解除し本件和解金を取得
しましたが、その和解金の
中に、A社が契約当時の
「絶対に撤退しない」旨の約
束をほごにした詐欺的行為
又は不法行為に基づく非課
税所得となる損害賠償金等
(6億4000万円)が含ま
れていると主張しました。

(2) 非課税規定の解釈
所得税法9条1項16号及
び法施行令30条2号は、収
益補償に当たるもの(所令
94)を除き、「不法行為その
他突発的な事故により資産
に加えられた損害」につき
支払を受ける損害賠償金が
非課税となることを定めた
ものと解される。

原告の主張を退けました。
① 所得税法9条1項16号
等に規定する損害賠償金等
とは、受領者に損害を生じ
させた原因行為が不法行為
の要件を満たすことまでは
要しないが、現実に損害が
生じ、又は、生じる高度の
蓋然性がある場合、その補
償のために受領した金員を
いう。

(3) 非課税所得の該当性
本件和解金は、原状回
復義務に代わる金銭の交付
であって、賃貸人らに現実
に損害が生じ、又は、生じ
る高度の蓋然性がある場合
の補償とはいえない。

② 本件和解金は、原状回
復義務に代わる金銭の交付
であって、賃貸人らに現実
に損害が生じ、又は、生じ
る高度の蓋然性がある場合
の補償とはいえない。

③ 賃貸借契約の終了によ
り、新たな賃借人に賃貸し、
失われた賃料収入を補てん
するための建物改修費とし
て原状回復費用を受け取っ
ているものであって、賃貸
人らは、あくまで得べかり
し利益を喪失したに過ぎず、
本件和解金はその収益の補
償として実質的に所得を得
たのと同じ結果となる。

③ 合意に基づき受領した
金員が、非課税所得たる損
害賠償金に該当するかどうか
は、その金額の支払名目と
いった受領当事者間の合意
のみで決せられるものでは
なく、客観的にみて、その
金額が損害賠償金として評
価できるかどうかにより決す
べきものである。

3、賃貸借契約の 解除に伴い受領 した和解金

宇都宮地裁判決では、非
課税所得となる損害賠償金
等の意義を示しています。

4、民事調停の解 決金

非課税所得となる不法行
為による損害賠償金である

平11・3・30東京地裁
(棄却)(確定)
Z241-8375

本件では、民事調停条項
の「解決金」が非課税所得
である「損害賠償金」に当
るか否かが争われました。
東京地裁判決の判断は次
のとおりです。

① 解決金は、甲信用金庫
にとっては、根拠金銭貸
借契約に基づき取得した土
地から、原告らに立ち退い
てもらったための立退料及び
紛争解決金であり、原告ら
にとっては、紛争解決金及
び居住者等としての事実上
の利益を失うことに対する
補償金であるから、一時所
得に該当する。

② 客観的にみて、仮登記
・本登記の無効を前提とし
て、原告らが主張するよう
な甲信用金庫の不法行為に
基づく損害賠償金の支払と
は解することはできない。

③ 合意に基づき受領した
金員が、非課税所得たる損
害賠償金に該当するかどうか
は、その金額の支払名目と
いった受領当事者間の合意
のみで決せられるものでは
なく、客観的にみて、その
金額が損害賠償金として評
価できるかどうかにより決す
べきものである。

非課税所得
【税金区分】 所得税
【検索範囲】 判決
【検索キーワード】
不法行為、損害賠償金、
非課税所得

会計事務所の 新規独立開業に 熱いエール。

明日の会計界を担う皆様!

ACELINK Naviが月々9,800円~
月額使用料パック いよいよ スタート!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大將(基本)/個人決算書/決算内訳書/
減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得税確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの
4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

開業早々
これなら
使える!!



MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉

全国8,400件の
導入実績を誇るMJS
会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使用していただくための特別
商品、それがACELINK Navi 月額使用料
パックです。

会計事務所に
必要な基本ソフトを
全てパック

月々9,800円(税別)からと低価格なのに
ACELINK Naviの機能はそのまま。導入
したその日から、さっそくご利用になります。

業務拡張に
合わせた追加ソフトの
選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々な
オプション機能を、必要に応じて追加契約
してご利用になります。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス

MJS

検索

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所